

2022年8月9日

北海道大学
総長 審金 清博 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司



抗議文

北海道大学教職員組合は、令和4年7月29日付「回答書」記載の不誠実な回答について抗議します。

教職員組合は、7月11日に「令和4年5月18日付け文書に記載された病院医員・研修医への期末勤勉手当・住宅居手当の未払問題への大学側の対応が決定された経緯およびそれに関与した役職員・弁護士等の氏名」を明らかにするように質問しましたが、経緯の説明に関して詳細どころか日付すらなく、氏名に至っては総長以外が特定されない杜撰なもののです。担当理事の日本語の読解能力すら疑います。

また、「平成31年1月4日付け文書で文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室から依頼のあった大学病院で診察に従事する教員以外の医師・歯科医師に対する処遇に関する調査」について調査資料一切の開示を要求しましたが、大学側は「当該調査における医療現場で診療行為を行っているにも関わらず給与が支給されていない医師については、契約職員就業規則の適用となる者はおらず、本件とは直接の関係性がないこと」から開示を拒否しました。しかし、当該調査の対象は、いわゆる無給医のみを対象としたものではなく、新医師臨床研修制度によって適正な給与を支給することとされ、研修中のアルバイトが禁止されている初期研修医を除く教員等以外の医師・歯科医師と明記されており、大学側の不開示の理由は明らかに誤っています。そもそも、適正な給与を支給することという大前提が18年間行われてこなかったことに罪悪感は無いのでしょうか。

教職員組合は、4月27日に北海道労働委員会で労使ともに承諾した「法人は、組合に対し、団体交渉に当たって、団交事項に関する必要な資料を提示するとともに、丁寧な説明を行い、誠実な交渉をすることを約束する。」あっせんの履行を求めます。令和4年8月19日までに、7月11日付け質問状に対して誠実に回答して下さい。

以上